

令和 7 年度

和賀中央農業水利事業

村崎野幹線用水路他ゲート製作据付工事

特別仕様書

東北農政局和賀中央農業水利事業所

第1章 総則

和賀中央農業水利事業村崎野幹線用水路他ゲート製作据付工事（以下、「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）及び「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）に基づいて実施する。

同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、和賀中央土地改良事業計画に基づき村崎野幹線用水路他ゲート設備等の改修を行うものである。

2. 工事場所

岩手県花巻市中笹間地内他

3. 工事概要

本工事は村崎野幹線用水路他のゲート設備の更新を行うものでその概要は次のとおりである。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) ゲート設備改修 | 1 式 |
| (2) 付帯工 | 1 式 |
| (3) 仮設工 | 1 式 |

4. 工事数量

別紙－1 工事数量表のほか、第10章設計、第11章構造及び製作に示すとおりである。

5. 施工範囲

- (1) 本工事の施工範囲は、第2章3. 工事概要に示す設備の設計、製作、輸送、撤去、据付、試運転調整及び操作説明までの一切とする。
- (2) 次に示すものは本工事の施工対象外とする。
 - 1) 仮締切工事及び水替工事（ただし、局部的な小水替は受注者が行うものとする。）
 - 2) 資機材の現場搬入道路の設置・撤去及び補修工事
 - 3) 責任分界点までの引き込み外線工事

第3章 施工条件

1. 工程制限

水路内の現地作業は、令和7年9月6日予定の落水後に着手可能である。

2. 工事期間中の休業日

- (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休（月単位）を見込んでいる。
- (2) 現場据付の工事期間には、雨天、休日等54日を見込んでいる。

なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

3. 現場技術員

本工事は、共通仕様書（施）第1章1－1－12に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

4. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙－6により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている218日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙－6と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。

また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和8年2月27日（工事完了期限日）まで

第4章 現場条件

1. 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように施工しなければならない。

工事名	施工予定期間	対象施設
(1) 村崎野幹線用水路（その3）工事	令和7年7月～ 令和8年2月	村崎野幹線用水路 戸田・西藤沢分水工ゲート 西藤沢配水槽取水工ゲート
(2) 村崎野支線用水路（その1）工事	令和7年7月～ 令和8年2月	村崎野支線用水路 2号落差工付帯分水工ゲート
(3) 下堰幹線用水路（その10）他工事	令和7年7月～ 令和8年2月	猿田幹線用水路末端分水工ゲート
(4) 下堰幹線用水路（その11）工事	令和7年8月～ 令和8年3月	下堰幹線用水路下堰分水工合流部ゲート

2. 搬入路

現場への搬入路は、下表の作業系車両の進入が可能である。

施工箇所	適用機種	備考
猿田幹線用水路末端分水工ゲート	ラフタークレーン 4.9 t 吊	
戸田・西藤沢分水工ゲート	ラフタークレーン 4.9 t 吊	
西藤沢配水槽取水工ゲート	ラフタークレーン 4.9 t 吊	
2号落差工付帯分水工チェックゲート	ラフタークレーン 4.9 t 吊	
2号落差工付帯分水工取水ゲート	ラフタークレーン 4.9 t 吊	
下堰幹線用水路下堰分水工合流部ゲート	ラフタークレーン 4.9 t 吊	

3. 第三者に対する措置

(1) 保安対策

- 1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。
- 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	備考
花巻市道（戸田・西藤沢分水工ゲート）	1名／日	昼間	交通誘導警備員B
北上市道（2号落差付帯分水工ゲート）	1名／日	昼間	交通誘導警備員B
民地使用（猿田幹線末端分水工ゲート）	1名／日	昼間	交通誘導警備員B

(2) 交通対策

工事用資材等の運搬において、他の交通の支障とならないように留意するとともに、事故防止に努めなければならない。

(3) 防塵対策

施工に当たって、粉塵等により周辺利用者及び農作物等に被害を与えるおそれがある場合は、監督職員と協議するものとする。

(4) 公道の清掃

本工事の車両通行によって公道を汚した場合は、必要に応じて監督職員と調整の上清掃を実施するものとする。なお、清掃方法等は監督職員と協議の上、決定するものとする。

(5) 騒音、振動対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

4. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

共通仕様書（土）第1編3-2-2 一般事項1. 施工計画（2）において調査把握した工事区域内に存在する架空線等上空施設の下を横断する箇所には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート等）を設置するとともに、重機等の横断に際しては適切に誘導員を配置し、誘導指示を行わなければならない。

なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

また、架空線管理者との協議により架空線の防護措置における防護管設置が必要となった場合は、監督職員と協議し、変更契約の対象とする。

第5章 提出図書等

1. 承諾図書

受注者は、共通仕様書（施）第1章1-1-7に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の始期から45日以内に提出するものとする。

また、発注者は、承諾・不承諾は提出があった日から14日以内に文書で通知するものとする。なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

第6章 仮設

1. 工事用電力

据付に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

2. 除雪工

本工事における除雪は計上していないが、除雪対象積雪深は10cm以上とし、除雪を行った場合は、除雪実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を監督職員に報告するものとする。

なお、除雪工は実績により変更する。

3. 現場発生材受入地

現場発生材受入地は位置図に示す箇所とし、その名称は次のとおりである。

なお、現場発生材受入地は変更する場合があるため、搬出前に監督職員の承諾を得るものとする。

名 称	所 在	摘 要
現場発生材受入地	岩手県北上市鍛冶町1丁目11-58 (東北農政局和賀中央農業水利事業所)	ゲート設備等

4. 排水処理工

工事現場内における排水量は、次のとおり想定している。

戸田・西藤沢分水工ゲート : 7 m³/hr 以下

5. 敷鉄板

各施工場所について、足場は良好であるが、クレーン作業による舗装保護を目的に敷鉄板を計上している。

第7章 工事用地等

発注者が確保している用地

発注者が確保を予定している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は想定していないが、工事用地等の確保が必要と判断される場合は別途監督職員と協議すること。

第8章 貸与する資料等

1. 貸与する資料等

本工事の施工において、関連する次の資料は貸与する。

(1) 資料名

1) 令和4～5年度

和賀中央農業水利事業 下堰幹線用水路他ゲート施設実施設計その他業務報告書

2) 令和6年度

和賀中央農業水利事業 支線用水路他設計業務報告書

3) 令和6年度

和賀中央農業水利事業 猿田幹線用水路末端分水工ゲート他積算参考資料作成業務報告書

(2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで

(3) 貸与場所 東北農政局和賀中央農業水利事業所

(4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第9章 試運転調整

本工事で実施する設備を含めた試運転調整、通水試験については、関連工事が全て完了してから予定している。

なお、試運転調整の実施に当たっては、事前に詳細な実施計画書を作成し、監督職員に提出して承諾を得るものとする。

第10章 設計

1. 一般事項

(1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。

(2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。

(3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。

(4) 運転が確実で操作の容易なものとする。

(5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

2. 設計諸元

本工事で改修するゲート設備の諸元は、別紙－3「設計諸元表（更新設備）」のとおりである。

3. 材料

- (1) 主要部材は、JIS 規格品、又は同等品以上とする。
- (2) 主要個所の使用材料は、構造計算の結果、決定する。なお、製鉄所のミルシート又は引張試験成績書等を提出し監督職員の承諾を受けるものとする。

材 料 名	規 格	適 用
一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	
配管用炭素鋼鋼材	JIS G 3452	防護柵
ステンレス鋼板 (SUS304)	JIS G 4304	扉体、スキンプレート
ステンレス平鋼 (SUS304)	JIS G 4303	扉体、戸当り、水密ゴム押え板
ステンレス鋼等辺山形鋼 (SUS304)	JIS G 4317	戸当り
ステンレス溝形鋼 (SUS304)	JIS G 4317	扉体、戸当り

第 11 章 構造及び製作

1. 一般事項

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第 2 章「機器及び材料」及び第 4 章「水門設備」によるものとする。
- (2) 本設備の製作は、共通仕様書（施）第 3 章「共通施工」及び第 4 章「水門設備」によるものとする。
- (3) 本設備は、共通仕様書（施）第 4 章「水門設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。
- (4) 水門設備の主要部は、運転開始から長期の運転に耐えうる設計を行うこと。

2. ゲート設備

(1) ゲート設備の更新内容

別紙ー 2 「ゲート設備一覧表」のとおり

(2) スクリーン設備の更新内容

- 1) スクリーンの自重及び水位による受桁のたわみは支間の 800 分の 1 以下とする。
- 2) スクリーンの損失水頭は、0.5m 以内とし、受桁は水理損失の無い部材断面とする。

設備名称	形式	設置台数	設置寸法 (幅 Bmm×高 Hmm)	バーピッチ
西藤沢配水槽ゲート	固定式バースクリーン	1 台	1600mm×1000mm	100mm

第 12 章 運転操作・制御方式

1. 運転操作

本工事で施工を予定している対象施設における運転操作の内容は、各々のゲートについて運転操作員がその動作を確認しながら運転する方式である。

第13章 撤去

1. 既設設備撤去

(1) 既設設備の撤去にあたっては、既設構造物への影響が最小限となるように留意して施工にあたるものとする。なお、撤去にあたり構造物等において亀裂、損傷等を発見した場合は監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(2) 幹線用水路の被覆材は、僅かな損傷で著しく機能低下する恐れがあるため、撤去作業等に当たっては細心の注意を払うものとする。

なお、損傷対策として養生等が必要となった場合は、別途監督職員と協議するものとする。

また、やむを得ず損傷を与えた場合は、監督職員に報告し、協議するものとする。

2. 撤去材の集積等

(1) 撤去材は、第6章3に示す場所に整然と集積するものとする。

(2) 撤去材は、発注者が別途売払いを予定しているため受注者は重量を計測した後、監督職員が指示する場所へ運搬、荷卸をするものとする。その後、共通仕様書（施）第1章1-1-23に基づき、重量を計測した記録を付して工事現場発生材報告を提出し、監督職員へ引渡さなければならない。

なお、受注者は、それまでの期間中において盗難等の無いように善良な管理をしなければならない。

3. 既設二次コンクリート

既設戸当りの撤去に際しての既設二次コンクリートの取り壊しにあたっては、過度な取り壊しを行わないものとし、施工に先立ち、取り壊しを行う範囲及び数量について、監督職員と協議するものとする。

第14章 据付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応じるものとする。

なお、その費用については別途協議するものとする。

1. 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第13節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2. 据付基準点

本工事の基準点及び水準点は、別途監督職員が指示する据付基準点を使用するものとする。

3. 輸送

据付を行う設備及び機器等を、現場に一時仮置きする場合は、監督職員と協議するものとし、設備及び機器の保管及び盗難防止対策には万全を期するものとする。

4. 機械設備

- (1) 各ゲートにおいて、別紙－２「ゲート設備一覧表」の記載に基づき、各設備について撤去・据付を行う。
- (2) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易なように配置するものとする。
- (3) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。
- (4) 設備の据付にあたっては、損傷を与えないように、かつ機能を十分に発揮するように正確に据付けなければならない。

なお、鉄筋の防錆処理が必要となった場合は別途監督職員と協議するものとする。

5. 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第２章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(1) 規格及び品質

本工事で据付時に使用する主要材料の規格および品質は下記によるものとする。

1) コンクリート

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント 比(%)	セメントの 種類による 記号	摘要
鉄筋 コンクリート	21	12	25	55以下	B B	二次コンクリート

※ 粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。

(2) 見本又は資料の提出

下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出し承諾を得た後に使用するものとする。

材料名	提出物
電線・電線管等	カタログ等
コンクリート	配合計画書、試験成績書
アンカーボルト	カタログ・試験成績書等

6. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
コンクリート殻(有筋)	成和建设(株)リサイクル場	花巻市横志田第1地割95-1	8時～17時	再資源化施設業者
	(有)共同産業共同リサイクルセンター	胆沢郡金ヶ崎町西根街道下49-3	8時～17時	再資源化施設業者

7. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

第15章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者の資格は、入札説明書の要件による。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書(施)による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記1)に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 工事現場等における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第 16 章 条件変更の補足説明

本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 設計諸元等条件変更に係るもの
- (2) 不可抗力によるもの
- (3) 法・基準の改正に係るもの
- (4) 関連工事との調整に係るもの
- (5) 第三者との協議により変更が生じた場合
- (6) 第 3 章施工条件に示す条件等に変更が生じた場合
- (7) 第 4 章現場条件に変更があった場合
- (8) 新たに更新が必要となる設備が生じた場合
- (9) 施工にあたり既設工作物の撤去が必要となった場合
- (10) 除雪工及び水替工が必要になった場合
- (11) 工事用道路等として使用する道路が、正常な運行にもかかわらず破損し、これを補修する必要がある場合
- (12) 設計図書に示されていない新たな仮設工が必要となった場合
- (13) 設計変更に必要な調査、測量、設計、構造計算、図面作成を追加する場合
- (14) 公共事業関係調査の対象となった場合
- (15) その他本仕様書に定めのないもの

第 17 章 施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事

- (1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、以下に示す工区（以下、工事箇所という。）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。

工区	工事箇所（施設名）
I 工区	猿田幹線用水路末端分水工ゲート（猿田支線・大防支線）
II 工区	戸田・西藤沢分水工ゲート（村崎野幹線・西藤沢支線・戸田支線） 西藤沢配水槽取水ゲート
III 工区	2 号落差工付帯分水工チェックゲート、2 号落差工付帯分水工取水ゲート
IV 工区	下堰幹線用水路下堰分水工合流部ゲート

- (2) 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。さらに、据付間接費の金額も同様に、工事箇所毎に算出した据付間接費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所毎に設定する。一般管理費等及び設計技術費については、工事箇所毎ではなく、通常の積算方法により算出する。

第18章 その他

1. 契約後V E提案

(1) 定義

「V E提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E提案の意義及び範囲

1) V E提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、V E提案の範囲に含めないものとする。

- ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- ②工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
- ③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E提案書の提出

1) 受注者は、(2)のV E提案を行う場合、次に掲げる事項をV E提案書（共通仕様書（施）様式6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

- ①設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由
- ②V E提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
- ③V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- ④発注者が別途発注する関連工事との関係
- ⑤工業所有権を含むV E提案である場合、その取り扱いに関する事項
- ⑥その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、V E提案を契約締結の日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E提案の適否等

1) 発注者は、V E提案の採否について、原則として、V E提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書（施）様式6－5）によりに通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2) また、V E提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3) 発注者は、V E提案の審査に当たっては、施工の現実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

- 4) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 7) V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行う。

また、V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合でも前記6）のV E 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) V E 提案書の使用

受注者のV E 提案が採用された場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、発注者がその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がV E 提案を適性と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書（施）第1章1-1-27及び第1章1-1-29に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R又は、DVD-R）正副2部

3. 主任技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日と

する。

更に、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

4. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（別紙－4 様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（別紙－5 様式2）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請工事積算基準に基づき算出した額」から「実施計画書（別紙－4 様式1）に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 建設コンサルタントの出席

上記（１）～（３）の会議に、必要に応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、「良質構造物設計施工技術検討業務実施要領」を参考として必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず契約変更の対象としない。

(5) 工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

6. 工事付属品

工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に２部を備え付けなければならない。

7. 現場環境の改善の試行

(1) 本工事は、誰もが働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2) ア(ア)～(カ)の設備・機能を満たすものとする。

(2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

ア 内容

受注者は、現場に以下の(ア)～(サ)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、(シ)～(チ)については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (ア) 洋式（洋風）便器
- (イ) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (ウ) 臭い逆流防止機能
- (エ) 容易に開かない施錠機能
- (オ) 照明設備
- (カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ケ) サニタリーボックス
- (コ) 鏡と手洗器
- (サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (シ) 便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない）
- (ス) 擬音装置（機能を含む）
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化
- (タ) 室内温度の調整が可能な設備
- (チ) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

イ 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 アの内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、積算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(ア)～(カ)及び【付属品として備えるもの】

(キ)～(チ)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

ウ 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

8. 週休 2 日による施工

- (1) 本工事は、月単位の週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休 2 日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、

週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

- (2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでの対象期間及び現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

- 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

- 1) 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
- 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。

なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

- 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2)の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

1) 補正係数

	週単位の週休2日 [現場閉所1週間に 2日以上]	月単位の週休2日 [現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上]
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

2) 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じてい

る。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記1)に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

- (6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

9. 週休2日制の促進

本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

10. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}$
--

11. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
- (6) 1日未満積算基準「3判定方法（3）判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は第17章の箇所とする。

12. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

13. 建設副産物の取扱に係る補足

共通仕様書（施）第1章1－1－24 建設副産物の記載について、以下のとおり補足する。

(1) 受領書の交付

受注者は、再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

(2) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。

(3) 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と（2）再生資源利用促進計画を

作成する上での確認事項等で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

(4) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

14. 令和6年9月20日から大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

(1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。

(2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点点評価する。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。

[事業（務）所長]

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- ☐ 令和6年9月20日から大雨被災地域における被災農林漁家を雇用した。
- ☐ 令和6年9月20日から大雨被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。
- ☐ 令和6年9月20日から大雨被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

第19章 定めなき事項

(1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。

(2) この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表【Ⅰ工区】

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接製作費				
1. 小形水門扉製作工	猿田幹線末端分水工ゲート（猿田支線）			
（1）扉体工				
扉体工（材料費）－小形水門－		式	1.000	
扉体工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
（2）戸当り工				
戸当り工（材料費）－小形水門－		式	1.000	
戸当り工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
（3）開閉装置工				
開閉装置（機械単体費・スピントル式）－小型水門－		式	1.000	
2. 鋼製付属設備製作工	猿田支線・大防支線 タラップ・防護柵			
（1）鋼製付属設備製作工				
鋼製付属設備工（製作費）		式	1.000	
鋼製付属設備工（塗装費）		式	1.000	
3. 鋼製付属設備製作工	猿田支線・大防支線 張出架台			
（1）鋼製付属設備製作工				
鋼製付属設備工（製作費）		式	1.000	
鋼製付属設備工（塗装費）		式	1.000	
4. 小形水門扉製作工	猿田幹線末端分水工ゲート（大防支線）			
（1）扉体工				
扉体工（材料費）－小形水門－		式	1.000	
扉体工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
（2）戸当り工				
戸当り工（材料費）－小形水門－		式	1.000	

工 事 数 量 表【Ⅰ工区】

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
戸当り工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
（3）開閉装置工				
開閉装置（機器単体費・スピントル式）－小形水門		式	1.000	
直接工事費				
1. 輸送費				
（1）輸送費				
輸送費（小形水門）		式	1.000	
2. 小形水門扉据付工	猿田幹線末端分水工ゲート（猿田支線）			
（1）小形水門扉据付工				
水門扉据付工及び直接経費（小形水門）		式	1.000	
交通誘導員	猿田支線・大防支線	人	28.000	
（2）既設ゲート撤去工				
既設ゲート撤去		門	1.000	
既設戸当たり撤去		式	1.000	
既設開閉装置撤去		基	1.000	
既設タラップ撤去		式	1.000	
既設防護柵撤去		式	1.000	
3. 鋼製付属設備据付工	猿田支線・大防支線 タラップ・防護柵			
（1）鋼製付属設備据付工				
鋼製付属設備据付工		式	1.000	
4. 鋼製付属設備据付工	猿田支線・大防支線 張出架台			
（1）鋼製付属設備据付工				
鋼製付属設備据付工		式	1.000	
5. 小形水門扉据付工	猿田幹線末端分水工ゲート（大防支線）			
（1）小形水門扉据付工				

工 事 数 量 表【Ⅰ工区】

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
水門扉据付工及び直接経費（小形水門）		式	1.000	
（２）既設ゲート撤去工	猿田幹線末端分水工ゲート（大防支線）			
既設ゲート撤去		門	1.000	
既設戸当たり撤去		式	1.000	
既設開閉装置撤去		基	1.000	
6．仮設工	敷鉄板			
（１）仮設工				
7．産業廃棄物処理工	猿田支線・大防支線			
（１）産業廃棄物処理工				
産業廃棄物処理工		m3	1.5	
運搬費				
1．運搬費				
（１）運搬費				
運搬費	敷鉄板	ton	5.900	

工 事 数 量 表【Ⅱ工区】

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接製作費				
1. 小形水門扉製作工	戸田・西藤沢分水工ゲート (村崎野幹線)			
(1)扉体工				
扉体工(材料費)ー小形水門ー		式	1.000	
扉体工(労務費及び塗装費)		式	1.000	
(2)戸当り工				
戸当り工(材料費)ー小形水門ー		式	1.000	
戸当り工(労務費及び塗装費)		式	1.000	
(3)開閉装置工				
開閉装置(機器単体費・スピンドル式)ー小形水門ー		式	1.000	
2. 小形水門扉製作工	戸田・西藤沢分水工ゲート (西藤沢支線)			
(1)扉体工				
扉体工(材料費)ー小形水門ー		式	1.000	
扉体工(労務費及び塗装費)		式	1.000	
(2)戸当り工				
戸当り工(材料費)ー小形水門ー		式	1.000	
戸当り工(労務費及び塗装費)		式	1.000	
(3)開閉装置工				
開閉装置(機器単体費・スピンドル式)ー小形水門ー		式	1.000	
3. 小形水門扉製作工	戸田・西藤沢分水工ゲート (戸田支線)			
(1)扉体工				
扉体工(材料費)ー小形水門ー		式	1.000	
扉体工(労務費及び塗装費)		式	1.000	
(2)戸当り工				
戸当り工(材料費)ー小形水門ー		式	1.000	

工 事 数 量 表【Ⅱ工区】

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
戸当り工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
（3）開閉装置工				
開閉装置（機器単体費・ハンドル式）－小形水門－		式	1.000	
4. 小形水門扉製作工	西藤沢配水槽取水ゲート			
（1）扉体工				
扉体工（材料費）－小形水門－		式	1.000	
扉体工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
（2）戸当り工				
戸当り工（材料費）－小形水門－		式	1.000	
戸当り工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
（3）開閉装置工				
開閉装置（機器単体費・ラック式）－小形水門－		式	1.000	
5. 鋼製付属設備製作工	戸田・西藤沢分水工ゲート 操作架台			
（1）鋼製付属設備製作工				
鋼製付属設備工（製作費）		式	1.000	
鋼製付属設備工（塗装費）		式	1.000	
6. 鋼製付属設備製作工	西藤沢配水槽取水ゲート 操作架台			
（1）鋼製付属設備製作工				
鋼製付属設備工（製作費）		式	1.000	
鋼製付属設備工（塗装費）		式	1.000	
7. 鋼製付属設備製作工	西藤沢配水槽取水ゲート スクリーン			
（1）鋼製付属設備製作工				
鋼製付属設備工（製作費）		式	1.000	
鋼製付属設備工（塗装費）		式	1.000	
直接工事費				

工 事 数 量 表【Ⅱ工区】

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 輸送費				
(1)輸送費				
輸送費（小形水門）		式	1.000	
2. 小形水門扉据付工	戸田・西藤沢分水工ゲート （村崎野幹線）			
(1)小形水門扉据付工				
水門扉据付工及び直接経費（小形水門）		式	1.000	
交通誘導員	戸田・西藤沢分水工ゲート3 連門、配水槽取水ゲート	人	62.000	
(2)既設ゲート撤去工				
既設ゲート撤去		門	1.000	
既設戸当たり撤去		式	1.000	
既設開閉装置撤去		基	1.000	
既設タラップ撤去		式	1.000	
既設防護柵撤去		式	1.000	
3. 産業廃棄物処理工	戸田・西藤沢分水工ゲート3 連門、配水槽取水ゲート			
(1)産業廃棄物処理工				
産業廃棄物処分費		m3	10.3	
4. 既設取壊し	戸田・西藤沢分水工ゲート3 連門、配水槽取水ゲート			
(1)既設取壊し	堰柱取壊し			
コンクリート構造物取壊し		m3	7.200	
5. 小形水門扉据付工	戸田・西藤沢分水工ゲート （西藤沢支線）			
(1)小形水門扉据付工				
水門扉据付工及び直接経費（小形水門）		式	1.000	
(2)既設ゲート撤去工				
既設ゲート撤去		門	1.000	
既設戸当たり撤去		式	1.000	

工 事 数 量 表【Ⅱ工区】

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
既設開閉装置撤去		基	1.000	
6. 小形水門扉据付工	戸田・西藤沢分水工ゲート (戸田支線)			
(1)小形水門扉据付工				
水門扉据付工及び直接経費 (小形水門)		式	1.000	
(2)既設ゲート撤去工				
既設ゲート撤去		門	1.000	
既設戸当たり撤去		式	1.000	
既設開閉装置撤去		基	1.000	
7. 小形水門扉据付工	西藤沢配水槽取水ゲート			
(1)小形水門扉据付工				
水門扉据付工及び直接経費 (小形水門)		式	1.000	
(2)既設ゲート撤去工				
既設ゲート撤去		門	1.000	
既設戸当たり撤去		式	1.000	
既設開閉装置撤去		基	1.000	
スクリーン撤去		箇所	1.000	
8. 鋼製付属設備据付工	戸田・西藤沢分水工ゲート 操作架台			
(1)鋼製付属設備据付工				
鋼製付属設備据付工		式	1.000	
9. 鋼製付属設備据付工	西藤沢配水槽取水ゲート 操作架台			
(1)鋼製付属設備据付工				
鋼製付属設備据付工		式	1.000	
10. 鋼製付属設備据付工	西藤沢配水槽取水ゲート スクリーン			
(1)鋼製付属設備据付工				
鋼製付属設備据付工		式	1.000	

工 事 数 量 表【Ⅱ工区】

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1 1. 仮設工	敷鉄板、排水処理工			
(1) 仮設工				
敷鉄板 (3連門, 取水槽ゲート)	敷鉄板 設置～賃料～撤去	m ²	68	
(2) 排水処理工				
排水処理工		式	1.000	
土のう締切		m ³	0.2	
運搬費				
1. 運搬費				
(1) 運搬費				
運搬費	敷鉄板	ton	5.900	

工 事 数 量 表【Ⅲ工区】

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接製作費				
1. 小形水門扉製作工	2号落差工付帯分木工 チェックゲート			
(1) 扉体工				
扉体工（材料費）－小形水門－		式	1.000	
扉体工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
(2) 戸当り工				
戸当り工（材料費）－小形水門－		式	1.000	
戸当り工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
(3) 開閉装置工				
開閉装置（機器単体費・スピントル式）－小形水門－		式	1.000	
2. 小形水門扉製作工	2号落差工付帯分木工取水 ゲート（規格ゲート）			
(1) 扉体工				
扉体工（機器単体費）		式	1.000	
3. 鋼製付属設備製作工	2号落差工付帯分木工チェック ゲート 操作架台			
(1) 鋼製付属設備製作工				
鋼製付属設備工（製作費）		式	1.000	
鋼製付属設備工（塗装費）		式	1.000	
直接工事費				
1. 輸送費				
(1) 輸送費				
輸送費（小形水門）		式	1.000	
2. 小形水門扉据付工	2号落差工付帯分木工 チェックゲート			
(1) 小形水門扉据付工				
水門扉据付工及び直接経費（小形水門）		式	1.000	
交通誘導員	チェックゲート、分木工 取水ゲート	人	21.000	

工 事 数 量 表【Ⅲ工区】

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(2)既設ゲート撤去工				
既設ゲート撤去		門	1.000	
既設戸当たり撤去		式	1.000	
既設開閉装置撤去		基	1.000	
既設タラップ撤去		式	1.000	
既設防護柵撤去		式	1.000	
3. 産業廃棄物処理工	2号落差工付帯分水工 チェックゲート			
(1)産業廃棄物処理工				
産業廃棄物処分費		m3	0.5	
4. 小形水門扉据付工	2号落差工付帯分水工取水 ゲート（規格ゲート）			
(1)小形水門扉据付工				
水門設備据付工		式	1.000	
(2)既設ゲート撤去工				
既設水門設備撤去		式	1.000	
既設スクリーン撤去		式	1.000	
5. 鋼製付属設備据付工	2号落差工付帯分水工チェック ゲート 操作架台			
(1)鋼製付属設備据付工				
鋼製付属設備据付工		式	1.000	
6. 仮設工	敷鉄板			
(1)仮設工				
敷鉄板（チェックゲート、分水工取水ゲート）	敷鉄板 設置～賃料～撤 去	m ²	34	
運搬費				
1. 運搬費				
(1)運搬費				
運搬費	敷鉄板	ton	5.900	

工 事 数 量 表【IV工区】

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接製作費				
1. 小形水門扉製作工	下堰幹線用水路合流部 ゲート			
(1)扉体工				
扉体工（材料費）－小形水門－		式	1.000	
扉体工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
(2)戸当り工				
戸当り工（材料費）－小形水門－		式	1.000	
戸当り工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
(3)開閉装置工				
開閉装置（機械単体費）－小型水門－		式	1.000	
2. 鋼製付属設備製作工	下堰幹線用水路合流部 ゲート 門柱			
(1)鋼製付属設備製作工				
鋼製付属設備工（製作費）		式	1.000	
鋼製付属設備工（塗装費）		式	1.000	
直接工事費				
1. 輸送費				
(1)輸送費				
輸送費（小形水門）		式	1.000	
2. 小形水門扉据付工	下堰幹線用水路合流部 ゲート			
(1)小形水門扉据付工				
水門扉据付工及び直接経費（小形水門）		式	1.000	
FRP製蓋	600×600用	枚	1.000	
3. 産業廃棄物処理工				
(1)産業廃棄物処理工				
産業廃棄物処理工（法面階段工、戸当たり部）	有筋コンクリート	m3	1.0	

工 事 数 量 表【IV工区】

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
4. 既設取壊し				
(1) 既設取壊し				
コンクリート切断	t=150	m	4.9	
コンクリート構造物取壊し（法面階段工）	有筋 機械施工	m3	0.2	
コンクリート構造物取壊し（戸当たり部）	有筋 機械施工	m3	0.8	

ゲート設備一覧表

[illegible]

別紙-3

設計諸元表（更新設備）

施 設 名	猿田幹線用水路末端分水エゲート(猿田支線)		
形 式	ステンレス製鋼製スライドゲート		
純 径 間	1.400m		
有 効 高	0.750m		
門 数	1門		
水 密 方 式	前面3方ゴム水密		
設 計 水 深 (外 水)	0.750m (EL 94.150)		
設 計 水 深 (内 水)	0.000m (EL 93.400)		
操 作 水 深 (開 時)	外	水	0.750m (EL 94.150)
	内	水	0.000m (EL 93.400)
操 作 水 深 (閉 時)	外	水	0.750m (EL 94.150)
	内	水	0.000m (EL 93.400)
門 扉 敷 高	EL 93.400		
開 閉 装 置	手動スピンドル式(1本吊り)		
揚 程	0.850m		
操 作 方 式	機側操作		
許 容 応 力 度	鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)		
開 閉 速 度	—		
土木構造物荷重条件	W=4.241KN以下		

施 設 名	猿田幹線用水路末端分水エゲート(大防支線)		
形 式	ステンレス製鋼製スライドゲート		
純 径 間	1.000m		
有 効 高	0.750m		
門 数	1門		
水 密 方 式	前面3方ゴム水密		
設 計 水 深 (外 水)	0.750m (EL 94.150)		
設 計 水 深 (内 水)	0.000m (EL 93.400)		
操 作 水 深 (開 時)	外	水	0.750m (EL 94.150)
	内	水	0.000m (EL 93.400)
操 作 水 深 (閉 時)	外	水	0.750m (EL 94.150)
	内	水	0.000m (EL 93.400)
門 扉 敷 高	EL 93.400		
開 閉 装 置	手動スピンドル式(1本吊り)		
揚 程	0.850m		
操 作 方 式	機側操作		
許 容 応 力 度	鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)		
開 閉 速 度	—		
土木構造物荷重条件	W=3.389KN以下		

施 設 名	戸田・西藤沢分水エゲート(村崎野幹線)		
形 式	ステンレス製鋼製スライドゲート		
純 径 間	2.100m		
有 効 高	1.100m		
門 数	1門		
水 密 方 式	前面3方ゴム水密		
設 計 水 深 (外 水)	1.100m (EL 102.082)		
設 計 水 深 (内 水)	0.000m (EL 100.982)		
操 作 水 深 (開 時)	外	水	1.100m (EL 102.082)
	内	水	0.000m (EL 100.982)
操 作 水 深 (閉 時)	外	水	1.100m (EL 102.082)
	内	水	0.000m (EL 100.982)
門 扉 敷 高	EL 100.982		
開 閉 装 置	手動スピンドル式(1本吊り)		
揚 程	1.200m		
操 作 方 式	機側操作		
許 容 応 力 度	鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)		
開 閉 速 度	—		
土木構造物荷重条件	W=14.000KN以下		

施 設 名	戸田・西藤沢分水エゲート(西藤沢支線)		
形 式	ステンレス製鋼製スライドゲート		
純 径 間	1.400m		
有 効 高	0.800m		
門 数	1門		
水 密 方 式	前面3方ゴム水密		
設 計 水 深 (外 水)	0.800m (EL 102.208)		
設 計 水 深 (内 水)	0.000m (EL 101.408)		
操 作 水 深 (開 時)	外	水	0.800m (EL 102.208)
	内	水	0.000m (EL 101.408)
操 作 水 深 (閉 時)	外	水	0.800m (EL 102.208)
	内	水	0.000m (EL 101.408)
門 扉 敷 高	EL 101.408		
開 閉 装 置	手動スピンドル式(1本吊り)		
揚 程	0.900m		
操 作 方 式	機側操作		
許 容 応 力 度	鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)		
開 閉 速 度	—		
土木構造物荷重条件	W=9.000KN以下		

設計諸元表（更新設備）

施 設 名	戸田・西藤沢分水エゲート(戸田支線)	
形 式	ステンレス製鋼製スライドゲート	
純 径 間	1.400m	
有 効 高	0.900m	
門 数	1門	
水 密 方 式	前面3方ゴム水密	
設 計 水 深 (外 水)	0.900m (EL 102.202)	
設 計 水 深 (内 水)	0.000m (EL 101.302)	
操 作 水 深 (開 時)	外	水 0.900m (EL 102.202)
	内	水 0.000m (EL 101.302)
操 作 水 深 (閉 時)	外	水 0.900m (EL 102.202)
	内	水 0.000m (EL 101.302)
門 扉 敷 高	EL 101.302	
開 閉 装 置	手動スピンドル式(1本吊り)	
揚 程	1.000m	
操 作 方 式	機側操作	
許 容 応 力 度	鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)	
開 閉 速 度	—	
土木構造物荷重条件	W=9.000KN以下	

施 設 名	2号落差工付帯分水エチェックゲート	
形 式	ステンレス製鋼製スライドゲート	
純 径 間	2.000m	
有 効 高	0.600m	
門 数	1門	
水 密 方 式	前面3方ゴム水密	
設 計 水 深 (外 水)	0.900m (EL 90.818)	
設 計 水 深 (内 水)	0.000m (EL 89.918)	
操 作 水 深 (開 時)	外	水 0.900m (EL 90.818)
	内	水 0.000m (EL 89.918)
操 作 水 深 (閉 時)	外	水 0.900m (EL 90.818)
	内	水 0.000m (EL 89.918)
門 扉 敷 高	EL 89.918	
開 閉 装 置	手動ラック式(2本吊り)	
揚 程	0.700m	
操 作 方 式	機側操作	
許 容 応 力 度	鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)	
開 閉 速 度	21.2 (cm/30rev)	
土木構造物荷重条件	W=8.000KN以下	

施 設 名	西藤沢配水槽取水ゲート	
形 式	ステンレス製鋼製スライドゲート	
純 径 間	1.600m	
有 効 高	1.000m	
門 数	1門	
水 密 方 式	前面3方ゴム水密	
設 計 水 深 (外 水)	1.300m (EL 102.282)	
設 計 水 深 (内 水)	0.000m (EL 100.982)	
操 作 水 深 (開 時)	外	水 1.300m (EL 102.282)
	内	水 0.000m (EL 100.982)
操 作 水 深 (閉 時)	外	水 1.300m (EL 102.282)
	内	水 0.000m (EL 100.982)
門 扉 敷 高	EL 100.982	
開 閉 装 置	手動ラック式(1本吊り)	
揚 程	1.100m	
操 作 方 式	機側操作	
許 容 応 力 度	鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)	
開 閉 速 度	20.4 (cm/30rev)	
土木構造物荷重条件	W=13.000KN以下	

施 設 名	下堰幹線用水路下堰分水エ合流部ゲート	
形 式	ステンレス製鋼製スライドゲート	
純 径 間	3.300m	
有 効 高	1.800m	
門 数	1門	
水 密 方 式	前面3方ゴム水密	
設 計 水 深 (外 水)	1.600m (EL 107.590)	
設 計 水 深 (内 水)	0.000m (EL 105.990)	
操 作 水 深 (開 時)	外	水 1.600m (EL 107.590)
	内	水 0.000m (EL 105.990)
操 作 水 深 (閉 時)	外	水 1.600m (EL 107.590)
	内	水 1.600m (EL 107.590)
門 扉 敷 高	EL 105.990	
開 閉 装 置	手動ウインチ式	
揚 程	1.900m	
操 作 方 式	機側操作	
許 容 応 力 度	鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)	
開 閉 速 度	—	
土木構造物荷重条件	W=30.000KN以下	

実績変更対象費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小 計			
	現場管理 費	労務管理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当
賃金以外の食事、通勤等に要する費用			労働者の食事補助、交通費の支給	
小 計				
合 計				

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通仮 設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用 （ 運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小 計					
現場管 理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小 計					
合 計						

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

令和7年度 和賀中央農業水利事業
村崎野幹線用水路他ゲート製作据付工事

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	図面枚数	備 考	図面番号	図 面 名 称	図面枚数	備 考
1	位 置 図	1		5-3/7	下堰幹線用水路 下堰分水工合流部ゲート戸当り門柱組立図	1	
2-1/13	猿田幹線用水路末端分水工ゲート（猿田支線）一般図（1/2）	1		5-4/7	下堰幹線用水路 下堰分水工合流部ゲート開閉装置組立図	1	
2-2/13	猿田幹線用水路末端分水工ゲート（猿田支線）一般図（2/2）	1		5-5/7	下堰幹線用水路 下堰分水工合流部ゲート箱抜き図	1	
2-3/13	猿田幹線用水路末端分水工ゲート（猿田支線）扉体組立図	1		5-6/7	下堰幹線用水路 下堰分水工合流部ゲート付属設備構造図（1/2）	1	
2-4/13	猿田幹線用水路末端分水工ゲート（猿田支線）戸当り組立図	1		5-7/7	下堰幹線用水路 下堰分水工合流部ゲート付属設備構造図（2/2）	1	
2-5/13	猿田幹線用水路末端分水工ゲート（猿田支線）開閉装置組立図	1					
2-6/13	猿田幹線用水路末端分水工ゲート（猿田支線）箱抜き図	1					
2-7/13	猿田幹線用水路末端分水工ゲート（猿田支線）付属設備組立図	1					
2-8/13	猿田幹線用水路末端分水工ゲート（大防支線）一般図（1/2）	1					
2-9/13	猿田幹線用水路末端分水工ゲート（大防支線）一般図（2/2）	1					
2-10/13	猿田幹線用水路末端分水工ゲート（大防支線）扉体組立図	1					
2-11/13	猿田幹線用水路末端分水工ゲート（大防支線）戸当り組立図	1					
2-12/13	猿田幹線用水路末端分水工ゲート（大防支線）開閉装置組立図	1					
2-13/13	猿田幹線用水路末端分水工ゲート（大防支線）箱抜き図	1					
3-1/25	戸田・西藤沢分水工ゲート全体図	1					
3-2/25	戸田・西藤沢分水工ゲート（村崎野幹線）一般図	1					
3-3/25	戸田・西藤沢分水工ゲート（村崎野幹線）扉体組立図	1					
3-4/25	戸田・西藤沢分水工ゲート（村崎野幹線）戸当り組立図	1					
3-5/25	戸田・西藤沢分水工ゲート（村崎野幹線）開閉装置組立図	1					
3-6/25	戸田・西藤沢分水工ゲート（村崎野幹線）箱抜き図	1					
3-7/25	戸田・西藤沢分水工ゲート（西藤沢支線）一般図	1					
3-8/25	戸田・西藤沢分水工ゲート（西藤沢支線）扉体組立図	1					
3-9/25	戸田・西藤沢分水工ゲート（西藤沢支線）戸当り組立図	1					
3-10/25	戸田・西藤沢分水工ゲート（西藤沢支線）開閉装置組立図	1					
3-11/25	戸田・西藤沢分水工ゲート（戸田支線）一般図	1					
3-12/25	戸田・西藤沢分水工ゲート（戸田支線）扉体組立図	1					
3-13/25	戸田・西藤沢分水工ゲート（戸田支線）戸当り組立図	1					
3-14/25	戸田・西藤沢分水工ゲート（戸田支線）開閉装置組立図	1					
3-15/25	戸田・西藤沢分水工ゲート操作架台組立図（1/3）	1					
3-16/25	戸田・西藤沢分水工ゲート操作架台組立図（2/3）	1					
3-17/25	戸田・西藤沢分水工ゲート操作架台組立図（3/3）	1					
3-18/25	西藤沢配水槽取水ゲート一般図	1					
3-19/25	西藤沢配水槽取水ゲート扉体組立図	1					
3-20/25	西藤沢配水槽取水ゲート戸当り組立図	1					
3-21/25	西藤沢配水槽取水ゲート開閉装置組立図	1					
3-22/25	西藤沢配水槽取水ゲート箱抜き図	1					
3-23/25	西藤沢配水槽取水ゲート操作架台組立図（1/2）	1					
3-24/25	西藤沢配水槽取水ゲート操作架台組立図（2/2）	1					
3-25/25	西藤沢配水槽取水ゲート取水スクリーン組立図	1					
4-1/7	2号落差工付帯分水工チェックゲート一般図	1					
4-2/7	2号落差工付帯分水工チェックゲート扉体組立図	1					
4-3/7	2号落差工付帯分水工チェックゲート戸当り組立図	1					
4-4/7	2号落差工付帯分水工チェックゲート箱抜き図	1					
4-5/7	2号落差工付帯分水工チェックゲート操作架台組立図（1/3）	1					
4-6/7	2号落差工付帯分水工チェックゲート操作架台組立図（2/3）	1					
4-7/7	2号落差工付帯分水工チェックゲート操作架台組立図（3/3）	1					
5-1/7	下堰幹線用水路 下堰分水工合流部ゲート一般図	1					
5-2/7	下堰幹線用水路 下堰分水工合流部ゲート扉体組立図	1					
				小計		5	枚
小計		48	枚	合計		53	枚